

論 点 整 理

平成 1 5 年 1 2 月 2 6 日

法 教 育 研 究 会

論 点 整 理

平成 1 5 年 1 2 月 2 6 日

法 教 育 研 究 会

この論点整理は、法教育研究会（以下、「本研究会」という。）において、我が国の法及び司法に関する教育の現状について委員等から出された意見をもとに、今後の調査及び検討を通じて議論を深めるべき論点を整理したものである。この論点整理に記載された事項については、本研究会の最終的な結論を示したものではなく、また、今後の新たな議論を否定するものでもない。

第 1 我が国における法教育等の必要性和本研究会において検討すべき事項について

本研究会は、我が国の学校教育等における法及び司法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育（以下、「法教育等」という。）について、単に教育的観点のみならず、社会的な幅広い観点から調査・研究・検討を行うことを目的として発足した。

法教育等については、我が国においても、各方面で先駆的な取り組みが始められてきているところであるが、本研究会は、「法や司法制度は、本来は、法律の専門家のみならず国民全体が支えるべきものである」（司法制度改革審議会意見書。以下、「審議会意見」という。）という認識に基づいて、現在進められている司法制度改革の一環として、上述の調査・研究・検討を行ってきている。

司法制度改革が目指すべき理念については、審議会意見において、次のとおり述べられている。

我が国は、直面する困難な状況の中にあって、政治改革、行政改革、地方分権推進、規制緩和等の経済構造改革等の諸々の改革に取り組んできた。これら諸々の改革の根底に共通して流れているのは、国民一人ひとりが、統治客体意識から脱却し、自律的でかつ社会的責任を負った統治主体として、互いに協力しながら自由で公正な社会の構築に参画し、この国に豊かな創造性とエネルギーを取り戻そうとする志であろう。今般の司法制度改革は、これらの諸々の改

革を憲法によって立つ基本理念の一つである「法の支配」の下に有機的に結びあわせようとするものであり、まさに「この国のかたち」の再構築に関わる一連の諸改革の「最後のかなめ」として位置付けられるべきものである。

したがって、本研究会における法教育等の検討に際しても、この趣旨にのっとり、国民一人ひとりが、従来の統治客体意識から脱却し、自律的でかつ社会的責任を負った統治主体となりうるための教育を目指す必要がある。とりわけ、国民生活において、法及び司法が本来果たすべき役割の重要性に鑑みると、法教育等に関する学習機会を充実させることには大きな意義が認められる。この点に関連して、審議会意見では、司法の役割について次のとおり述べられている。

司法は、具体的事件・争訟を契機に、法の正しい解釈・適用を通じて当該事件・争訟を適正に解決して、違法行為の是正や被害を受けた者の権利救済を行い、あるいは公正な手続の下で適正かつ迅速に刑罰権を実現して、ルール違反に対して的確に対処する役割を担い、これを通じて法の維持・形成を図ることが期待されている。したがって、司法機能は公共的価値の実現という側面を有しており、裁判所（司法部門）は、多数決原理を背景に政策をまとめ、最終的に法律という形で将来に向かって規範を定立し執行することを通じて秩序形成を図ろうとする国会、内閣（政治部門）と並んで、「公共性の空間」を支える柱として位置付けられる。

すなわち、本来、法は、国民の権利を守ることによって、国民の自律的な活動を促進し、国民の生活をより豊かにするものであって、ただ単に国民を拘束するためのものではなく、司法とは、そうした法に基づいて権利を救済し、ルール違反に対処することによって、法の維持・形成を図るものである。

こうした法や司法の意義について学ぶことにより、法を作り上げる過程へ積極的に関わることの重要性、法によって自らの権利が守られているとともに、他者の権利をもまた尊重しなければならないという権利と責任についての十分な認識、法を利用して紛争を解決することの合理性などを体得することができ、国民が法に関わっていくことは、統治主体として公共的な事柄について責任を持って関わるという側面を有してい

ることを実感し得るのではなかろうか。

本研究会では、このような認識に基づいて、本年9月22日に開催された第1回会議以来、法教育等の在り方について真摯に検討を進めてきたところであり、6回にわたる会議の結果、今後検討が深められるべき論点の整理を行うに至った。詳細は、第2を参照されたいが、基本的に、本研究会においては、法教育等として、法の趣旨やその基礎にある価値（憲法上の価値等）について理解を深めさせ、ルールを作る過程やルールによって争いを解決する過程を学習させることによって、法や司法制度の意義を理解させる教育などの推進を目指そうとしている。

このような法教育等は、現在の学校教育においても、その重要性が認識されてきているところである。例えば、中学校の学習指導要領にも社会科の公民的分野の目標として「個人の尊厳と人権の尊重、特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う」ことが示されており、これらを踏まえて、各学校で指導が行われている。しかし、他方で、これまで教育現場において実践されている法教育等の内容や方法をはじめ種々の課題も指摘されているところであることから、本研究会では、このような従来の取組みを十分に踏まつつも、法教育等をさらに充実させ、より一層推進するために、これからの法教育等の在り方について、広い視野から体系的な検討を行い、その実現のために必要な方策について、今後議論を進めていくとともに、法教育等の教材例や指導例の作成にも着手する予定である。

また、さらに、法教育等の在り方の検討に当たっては、学校の教員による教育だけではなく、法や司法の直接的な担い手である法律実務家等のかかわりについても検討する必要があるとともに、学校教育と家庭における教育との連携や地域社会とのかかわりなど広い視野からその在り方について検討する必要もあろう。

本研究会において、このような検討を行うに際しては、これまで行われてきた教員及び法律実務家等による法教育等への先進的な取組みを十分に尊重し、今後、学校その他の教育機関、民間団体などによる法教育等への自発的な創意工夫をより一層促進するものとなるよう努める必要がある。

このように法教育等の在り方をめぐる問題は、学校の教員や法律家のみならず、広く国民の理解と支援を必要とする問題であることから、本

研究会では、今後、目指すべき法教育等の在り方とそれを実現するための方策についてより具体的な検討を進めるに当たり、「論点整理」として、本研究会における現時点での現状認識と今後の検討の方向性についての骨格をここに示すこととしたものである。

第2 我が国における法教育等の在り方についての検討状況

1 我が国における法教育等の現状と課題

(1) 現状

ア 学校教育における取組み状況

- 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即し、社会科をはじめ関係教科等において、学習指導要領を踏まえ、教科書などを用いながら、法やきまりの意義、司法の仕組みなどについて理解させ、それらを自分の生活に生かすとともに、社会の一員として法やきまりに基づいてよりよい社会の形成に主体的、積極的に関わろうとする態度を育成することとしている。
- 意欲的な学校や教員は、裁判の傍聴や模擬裁判の実施等の体験的・問題解決的な学習を取り入れたり、弁護士や司法書士等の法律実務家との連携協力による授業を行ったりして、生徒の法やきまりに関する興味・関心を引き出すような実践を行っている。

[各教科等における具体的な指導例]

- 社会科及び公民科では、日本国憲法の基本的原則、法の支配、権利・義務の関係、法に基づく公正な裁判の保障があること、裁判制度の概要など、法や司法に関して幅広く学習することとしている。
- 生活科では、具体的な活動や体験を通じてきまりやマナーを守ることなどの生活上必要な習慣や技能の指導が行われている。
- 道徳の時間では、約束やきまり、法の意義を理解させ、それを守ることの大切さを指導することとしている。
- 特別活動では、学級活動や児童会・生徒会活動の中で、学級や学校における生活上の諸問題の解決や学校生活の向上のために、話し合いなどの活動を展開し、協力してよりよい生活を築こうとする態度を育てることとしている。
- このほか、家庭科で、生活課題を主体的に解決し、家庭生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる学習にかかわって法律が取り上げられたり、新たに創設された総合的な学習の時間では、例えば、法に関する課題などについて、各学校の判断で学習活動を設定することができるようになっている。

イ 法律実務家による取組み状況

(ア) 裁判所における取組み

裁判所では、国民に対して司法制度、裁判制度、裁判所の仕組みや役割、裁判官の仕事などを理解してもらうため、別添資料1

のとりの取組みを行っている。

(イ) 法務省における法教育への取組み

法務省では、国民に対して法や司法の在り方を理解してもらうため、また、正義が実現されていく社会を築くために、刑事司法に対する十分な理解と信頼を持ってもらうため、別添資料2ののとりの取組みを行っている。

(ウ) 日本弁護士連合会・弁護士会による取組み

弁護士会では、司法制度、裁判手続、弁護士など法律実務家の仕事を理解してもらうための取組みを行うとともに、立憲民主主義社会の構成員としてふさわしい自立した市民を育成することを狙いとする教育に取り組むべく、様々な活動を別添資料3ののとりに始めている。

(エ) 日本司法書士会連合会による取組み

日本司法書士会連合会では、国民に対し、法律的な知識を身に付け紛争を予防する能力を身に付けるとともに、紛争に巻き込まれた場合であっても、法によって紛争を解決する能力を身に付けることを目的として別添資料4の取組みを行っている。

(2) 課題

ア 学校教育における取組みの課題

- 基本的理念、法の趣旨、法及びルール形成過程について理解させる指導が学校において十分行われていないのではないか。
- 人間関係を構築する能力や社会の一員として求められる資質等を養う指導が学校において十分行われていないのではないか。
- 話し合って結論を出すという能力を養う指導が学校において十分行われていないのではないか。
- 法は規制や束縛、疎遠なものではなく、社会生活をよりよくするために自ら主体的に作るものという意識をはぐくむ指導が学校において十分に行われていないのではないか。
- 学校において、発達段階を踏まえた適切な法教育を行うためのカリキュラム編成が必要ではないか。
- 法教育の考え方が普及しておらず、学校において法教育を効果的に進めるための教材の充実や指導法などの工夫が必要である。

イ 法律実務家による取組みの課題

- 司法を身近に感じさせる観点からの取組みは行われているが、

司法制度の趣旨などを理解させるための取組みが十分ではないのではないか。

- 法律実務家と教員との連携が十分ではないのではないか。

2 諸外国における法教育等の現状

米国では、1978年に連邦議会において「法教育法」が制定され、複数の団体が策定した教材・カリキュラムを学校教育に用いて、小学校低学年から高校生まで、反復・継続して法教育を実施するシステムが構築されている。また、イギリスにおいては、1999年9月に公表されたナショナル・カリキュラムにおいて、法的権利と責任、対立の公正な解決、法を作ること、少年犯罪をいかに防止するかなどを学習内容として盛り込んだシティズンシップ科が新設され、2002年から必修教科とされている。このほかフランス、スウェーデン等においても法教育等の取組みが行われているとの報告がある。

このように欧米では法教育等が重要視され、積極的な取組みが行われており、このような状況も参考にしながら、我が国においても、その重要性を一層認識して、本研究会における検討を進めていく必要がある。諸外国における法教育では、子どもの発達段階に応じた法教育等が学校教育を通じて反復継続されていることや、そのための教材が作成されていること、そのほか法律実務家等が法教育等にかかわっていることなど、我が国における法教育等の在り方を検討するに当たって参考となる特徴を備えていると考えられることから、さらに詳細に検討していく必要がある。

3 我が国における法教育等の在り方

(1) 法教育のねらいとして考えられる事項

- 個人の尊厳や法の支配などの憲法及び法の基本原理を十分に理解させ、自律的かつ責任ある主体として自由で公正な社会の運営に参画するために必要な資質や能力を養うこと。
- 法が日常生活において身近なものであることを理解させ、日常生活においても十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用できる力を養うこと。
- 自分の考えを持ち、積極的かつ論理的に意見を述べ、また自分と異なる見解にも十分配慮して、討論、合意形成、建設的批判などが

できる能力を身に付けさせること。

(2) 法教育の内容として考えられる事項

- ルールをどう作るか，ルールに基づいてどのように紛争を解決していくかについて教え，そのことによって法が国民の生活をより豊かにするものであり，国民を単に束縛するだけのものではないということを一層認識させる必要がある。
- 法の趣旨やその基礎にある価値（憲法上の価値等）について一層理解を深めさせる必要がある。
- 法によって自らの権利・自由が守られているとともに，他者の権利・自由をもまた尊重しなければならないという権利と責任の密接な関係について認識を深めさせる必要がある。
- 私法分野について，日常生活に身近な問題を題材にするなどの工夫をして，その基本的な考え方について理解させるとともに，企業活動や消費者保護などの問題が法と深く関わっていることを認識させる必要がある。
- 多様な人々が共生するために，相互尊重のルールである法を守る重要性を理解させ，規範意識を涵養するための教育を充実する必要がある。

(3) 法教育の具体的な実践方法や留意事項等

- 一定のルールを使いながら紛争を解決していくことを体験させる手法が考えられる。
- 子どもたちが法や司法を身近に感じさせる題材選択が必要である。
- 題材を用いて考えさせるに当たって，結論より筋道を立てて考えることの重要性を強調するとともに，場合によっては正解が一つではないことを理解させることが必要である。
- 法やルールについて，生徒が自ら調べ自ら考えることができるような授業を行うことが重要である。
- 社会科のみならず，他の教科等の授業も視野に入れる必要がある。
- 法教育を充実させるため，学校における効果的なカリキュラムづくりが必要である。
- 学校で生徒に教えるべき骨格部分を明確にした上で法教育を実施することが必要である。
- 子どもから社会人まで，それぞれの発達段階に応じ，反復継続し

た教育・学習を行う必要がある。

- 教員が授業で使える教材の開発や法教育の実践事例の提供が必要である。
- 討論，ディベート，ロールプレイ，模擬裁判といった生徒が主体的に関わることができるような工夫が必要である。
- 法教育の効果的な実施のためには，教員による指導を中心としながら，法律実務家の支援を得ることが重要である。

(4) 今後の検討の方向性について

- 法教育が，全国の学校において，社会科，公民科をはじめとする様々な教科等において行われるとともに，子供から社会人まで，各発達段階に応じ，反復継続して行われるための方策について検討する。
- 学校の教員による法教育を中心としつつも，法律の専門家等の支援，家庭教育との連携，地域社会とのかかわりなどについても検討する。
- 法教育の実施に向け，本研究会において，法教育等の教材例，指導例の作成に着手する。

裁判所による司法教育の取組み

別添資料 1

裁判官の講師派遣（出前講義）

- 内容 ・ 裁判官が学校等に出かけ，体験談を交えて講義，講演，質疑応答
・ 裁判所の仕組み・役割，裁判官の仕事など，司法制度・裁判制度について分かりやすく説明
- 派遣先 ・ 小学校，中学校，高校，大学，その他

* 東京地裁の例

- テーマ ・ 裁判制度及び裁判所の仕組み，民事裁判の仕組み，裁判所の仕事，司法の果たす役割と意義について等
- 対象 ・ 都内の中学生，高校生
- 内容 ・ 中学生：刑事裁判と民事裁判の違い等の基本事項の説明など裁判所や裁判官に親しんでもらう。
・ 高校生：具体的な事例や経験談を通して，民事裁判全体について，また職業としての裁判官について説明する。
- 工夫例 ・ 六法や法服，事件記録の書式等実際の裁判で使用するものを持参し，生徒が見たり触れたりできるよう工夫する。
・ 最近報道された著名事件に関連性を持たせて話をする。
・ クイズを取り入れるなど参加型の授業にする。

模 擬 裁 判 ・ 模 擬 調 停

- 内容 ・ 模擬裁判・模擬調停で，児童，生徒等が裁判官役，弁護士役等を体験（裁判官・裁判所職員が実演する模擬裁判・模擬調停を見学してもらうこともある）
- 対象 ・ 小学生，中学生，高校生，大学生，その他

* 東京地裁の例

- 題材 ・ 刑事事件（強盗・否認）
- 対象 ・ 見学に来た都内外の小学生
- 内容 ・ 裁判所が準備したシナリオに従って，裁判官役や証人役を演じてもらう。判決は裁判官役の小学生が考える。
- 工夫例 ・ 小学生にも興味を持ちやすい内容にする。

ガイド付き法廷傍聴・裁判所見学

- 内容 ・ 法廷での裁判傍聴
→ 傍聴後に、担当裁判官が事件や手続について説明するケースあり
・ 法廷，調停室，審判廷等の見学
- 対象 ・ 小学生，中学生，高校生，大学生，その他

* 東京地裁の例

- 対象 ・ 都内外の中学生，高校生の10人程度のグループ
- 内容 ・ 法廷傍聴，空き法廷を利用した説明，質疑応答
- 工夫例 ・ 傍聴に適した事件を選定する。
・ 裁判官と身近に話ができるようにする。

ビデオ

- ・ 「私たちの裁判所」
 - 配布先 全国の中学校・高校，各高裁・地裁・家裁
- ・ 「みんな知ってる？ - 裁判のしくみ - 」
 - 配布先 全国の小学校，各高裁・地裁・家裁
- ・ 「知っていますか？ 裁判所」
 - 配布先 各高裁・地裁・家裁

(いずれのビデオも要望があれば配布先以外の学校への貸し出しも行っている。)

法務省における法教育への取組み

検察庁，刑事局における取組み

- 移動教室・出前教室・刑事裁判傍聴プログラムの実施
 - 移動教室プログラム
 - 主に小中学生を対象に，検察庁において，庁舎見学や子供用広報ビデオの上映のほか，検察官・検察庁の業務に関する説明・質疑応答を行うなどする。
 - 出前教室プログラム
 - 主に小中学生を対象に，検察職員が学校等の教育機関に出向くなどして，検察官・検察庁の業務に関する説明・質疑応答を行うなどする。
 - 刑事裁判傍聴プログラム
 - 主に，高校生，大学生，社会人を対象に，実際の法廷における裁判傍聴を行うとともに，検察官・検察庁の業務に関する質疑応答を行うなどする。
- パンフレット，広報ビデオの作成

保護局における取組み

「中学生サポート・アクションプラン」

非行問題に関する豊富な知識，処遇経験等を有する保護司が直接中学校へ赴き，下記のような取組みを行う。

- 非行問題，薬物問題をテーマにした中学生に対する非行防止教室の実施
- 問題を抱えた生徒への指導方法等についての教師との個別協議の実施
- 生徒指導担当教師との合同事例研究会の実施，など

人権擁護局における取組み

- 中学生人権作文コンテストの実施
- 人権擁護委員や法務局の職員による「人権学習」の出前教室（人権教室）

秘書課における取組み

- 法務省見学における我が国の基本法制等の説明

弁護士会の法教育への取り組み

1 日弁連による司法教育へのこれまでの取り組み

日弁連は、1990年代以降、弁護士による法に関する教育について、多様な形で取り組んできた。1993年5月の定期総会において「司法に関する教育の充実を求める決議」を採択した。さらに1998年11月には、「司法改革ビジョン」においても司法教育の推進について項目を設け提言している。

消費者教育の分野については、日弁連消費者問題対策委員会内に教育部会を設け活動している。また、日弁連として、現在、社会科見学を広く受け入れており、2001年度には41件、1159人、2002年度には83件、1395人を受け入れ、そのためのパンフレットも用意している。

2 弁護士 弁護士会のこれまでの取り組み

そして、弁護士・弁護士会も、これまで、中学生・高校生だけでなく広く市民を対象に、司法教育を実践してきた。内容は、消費者問題・家族問題・一般民事問題・司法制度の仕組みなど多岐にわたり、またその方法も講義形式だけでなく、模擬裁判の実演や指導、法廷傍聴など、創意工夫を凝らしている。実施する場所も学校・公民館・ホール・カルチャーセンター・弁護士会館などバラエティーに富んでいる。

現在の学校教育の公民科目では不十分な司法制度の紹介や基本的な法律知識を、このような形で補い、また成人に対しては生涯教育として市民向けの教育活動を行っている。

これらの活動は、司法の仕組みを理解してもらい、生活に必要な法律知識をわかりやすく紹介しながら、対話を大切にすることに重点がおかれており、今後も積極的に行っていく。

3 司法教育の基礎となる「法教育」の重要性

このような活動を通じて、今、その必要性が認識され始めているのは、「法教育」である。これは、知識としての法律を教えることではなく、自由で公正な民主主義社会で「法の支配を支える市民」としての資質を身につけるための教育のことである。法の役割や原理、法制度の成り立ちについての知識、それらを応用する技能、さらに他人を尊重し、基本的人権を守り、法に従って問題を解決する姿勢を身につけるためのものだ。

日弁連は昨年「法教育に関するワーキンググループ」を立ち上げ、その提言を受け、本年6月にはこれを新たな委員会組織に発展させて、日本に「法教育」を根付かせる活動に本格的に取り組むこととした。

本年6月には、現在既に弁護士が行っている法教育の実験授業を紹介し、海外の取り組みについても紹介するシンポジウムを行った。

4 法教育に対する各弁護士会の特色のある動き

法教育の理解が広まり、茨城県弁護士会は本年度から法教育員会を設置し、県内の学校に法教育を行うための講師を派遣することとしている。また、福井弁護士会では法教育関連活動として、出張授業メニューを各高校に配布し、また、中学校において実験授業も実施している。

初等中等教育における司法書士の取り組み

1 司法書士（司法書士会）による法教育・消費者教育への取り組み

司法書士会は、司法の重要性を考えると、「法教育」が自己責任を求められる社会の中で正しい自己決定・自己判断をするために必要な基礎教育であり、特にリーガルマインド・人権感覚の養成は、公平・公正な国民生活を守るため最も重要であると考え、10年ほど前から積極的に司法書士による法教育実践活動を展開してきた。

近年若年者層の安易な契約に起因する消費者トラブルが増加しており、学校を出て社会に巣立つ前に、社会生活に必要な基礎的法律知識や法的考え方の習得が求められている。これは法律問題（紛争）が起こってからへの対応だけを考えるのではなく、問題が起こらないようにする予防司法の観点や、更には単に被害に遭わないということを超えて、法律と国民を結びつける接点としての役割も求められているものとする。そのため、多くは公民、家庭科の授業の一環としてクレジットやカード契約の理解を中心にして、寸劇を取り入れるなど、わかりやすい授業を行っている。司法書士は、日常の相談業務などの経験から生きた法教育が可能であり、これに取り組むことは、社会に対して司法書士が果たさなければならない役割の一つであると考えている。

司法書士会による法教育は、昭和54年前後に全国各地で「身近な法律問題」をテーマとした法律教室を開催したのが組織的な事業活動の始まりとされている。それ以前にも個々の司法書士が公民館活動やPTA活動の中で講演会を行っていたという実績もある。その後、社会問題化したサラ金被害の拡大に伴い、全国各地の司法書士が多重債務者の事後救済活動を行う中で、消費者教育の必要性を強く認識し、司法書士会事業として予防司法の見地から市民に対する法律教室の実施が徐々に拡大してきた。こうした各地での活動を支援するために、日本司法書士会連合会は、平成11年に初等中等教育推進委員会を組織し、法教育（消費者教育）事業のさらなる充実発展に組織として取り組むようになった。

2 司法書士会による法教育・消費者教育の現状

平成14年度、全国50箇所の司法書士会のうち、約80パーセントを超える41の司法書士会で法教育（消費者教育）事業が実施されるに至り、この数は年々増加している。また、各司法書士会での取り組みの内容は、独自に構成されたものが多く、テーマも様々だが、主には社会に巣立つ直前の高校生を対象にした「消費者教育」を行っている。

実施スタイルは、社会科（公民）、家庭科といった教科教育の中で行ったり、また、総合的な学習の時間やホームルームの中で行ったりと、学校側のニーズに合わせた柔軟な取り組みがなされている。

個別テーマとしては、「契約」「カードの仕組み」「悪徳商法予防法」といった社会に巣立ってから役に立つであろうと思われる社会事象に合った内容を、日々の相談業務等で得た「生きた教材」を使いながら生徒、学生たちに語りかけている。

3 今後の課題とこれからの方向性

前述したように、司法書士は日常業務の中で得た知識経験を「生きた教材」として提供しながら、教科書や黒板の中からは学べない部分を補完する形で学校側と連携しながら事業展開をしているが、今後もこの連携の中で法律実務家として、教育の現場に対して何ができるのかを研究しながら、この初等中等教育の分野における事業を展開していきたい。そして、消費者トラブルを回避することを教えるだけではなく、基本的な社会ルールとしての「法」の考え方も踏まえたうえでの消費者教育を中心とした「法教育」の実践に向けての検討を重ねたい。

司法書士会は、「生きる力となる『法教育』」の定着を目指し、教育現場、そして法教育にかかわる様々な機関、団体との連携を深めながら、生き生きとした力のあるこどもたちを社会へ送り出せるようにさらに積極的な事業展開をしていきたい。

平成11年度から平成14年度までの派遣校数の推移

	会事業 単位会	高等学校	専門学 校	短期大 学	大 学	養護学校	中学校	講 演	合 計
平成11年度	23会	228校	4校	2校	-	2校	4校	-	240校
平成12年度	32会	248校	4校	4校	1校	1校	-	-	258校
平成13年度	37会	329校	1校	4校	2校	2校	1校	1校	340校
平成14年度	34会	361校	1校	2校	1校	1校	1校	-	368校

